

1 [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】827.83km²
【人口】1,433,071人
【うち65歳以上】408,005人
【高齢化率】28.5 %
 ※令和7年10月1日時点

背景・経緯

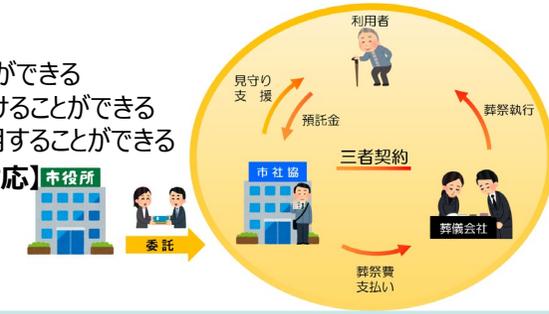
- ・ **検討開始時期**：平成30年度
- ・ **取組開始時期**：令和元年12月
- ・ 身寄りのない単身高齢者が死後の「葬儀」に不安を抱えていること、また、家主は死後の「残置物処分」に関して、不安を抱えていることが明らかとなっていたため、身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の葬祭執行や残置物処分等の高齢者の不安を解消し、高齢者はもとより、家主や地域の方々が安心して生活できるようにすることを目的として事業を開始

事業概要、実施スキーム

【事業概要】
 身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の葬祭執行や残置物処分等の不安を解消するため、葬儀社、利用者及び京都市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の三者で死後事務委任契約を結び、電話や訪問等による生活状況や健康状況の確認、必要があれば介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐとともに、利用者が亡くなられた後、お預かりした預託金での葬儀や納骨、家財処分を実施し、万一のときの備えを講ずることで、利用者はもとより、家主や地域の方々が安心して生活できるよう、「京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業」を実施している。

- 【利用者の要件】**
 以下の全てに該当する者
- ✓ 京都市内に住民票があり、居住している
 - ✓ 65歳以上
 - ✓ ひとり暮らし
 - ✓ 契約能力がある
 - ✓ 子どもや頼れる親族がいない
 - ✓ 低所得者（市民税非課税・不動産非所有（現に居住している場合を除く）・預貯金350万円以下）
 - ✓ 生活保護を受給していない
 - ✓ 契約時に預託金を一括して預けることができる
 - ✓ 契約後、市社協による安否確認を受けることができる
 - ✓ 市社協が交付する利用者カードを活用することができる

【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】
 市役所
 葬儀会社



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】
①京都市
 ○実施主体。契約の履行報告の受付
 ○葬儀社のリスト管理（※）
 ※ 本事業に賛同いただき、協力いただける葬儀社

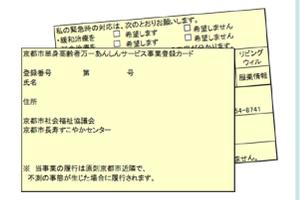
②京都市社会福祉協議会（委託先）
 ○利用者からの求めに応じて事業説明等
 ○利用者の相談対応、見守り（安否確認）
 ○履行後、葬儀社に支払い

【葬儀会社】
 ○利用者本人の死後、契約内容の履行及び報告
 ○夜間・緊急等の対応

【利用者（市民）】
 ○情報収集、市・相談支援機関・事業者等へ相談
 ○利用者は、葬儀社リストから1社選択
 ○預託金を市社協に預け、葬祭執行や定期的な安否確認等のサービスを受ける
 ○利用者カードを常時携帯かつ自宅内での掲示を行う

【家主】
 ○利用者死亡時に死亡届出人になることを依頼

市社協、葬儀社及び利用者の3者で死後事務委任契約を結ぶ。
 利用者カード（携帯版）



基本指標 (R7.11時点)

【自治体】京都市

- ・ 予算：500万円 (令和7年度)
- 【相談対応者、死後事務支援対応者の体制】
- ・ 常勤：7人 (兼務 (併設している京都市長寿すやかセンターの職員))
- ・ 非常勤：-
- ・ 相談対応者の要件：社会福祉士
- ・ 利用者負担：葬儀・納骨費用 25万円 (+ 残置物処分見積額 (希望者のみ))

【事業の実績】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談	213件	130件	145件	223件	270件	382件
新規契約	6件	3件	3件	5件	7件	5件
終了解約	0件	2件	1件	3件	0件	2件
現契約	6件	7件	9件	11件	18件	21件

工夫・配慮等

【工夫・配慮】

- ・ 本人の生活についての意思を尊重することに、特に配慮している。本人がサービスを理解しているか、事実誤認がないか等を確認するため、本人の言葉で説明してもらい、理解できているかを確認している。意思決定能力に疑義があると感じた場合は、他の関係者の意見を聞き、必要に応じて法律・医療・福祉・学識経験者で構成する審査会を実施する体制を整備している。
- ・ 介護保険サービスを利用していない方であっても、その後のADLや生活状況に応じて、地域包括支援センターや民生委員 (老人福祉員 (※) を含む) と連携を行うこととしている。また、判断能力が低下した場合には、成年後見制度の利用について支援することもある。透析通院等、外来受診が高頻度の利用者の情報共有や、緊急入院時の情報提供等、本人の許可を得たうえで、医療機関とも連携することとしている。

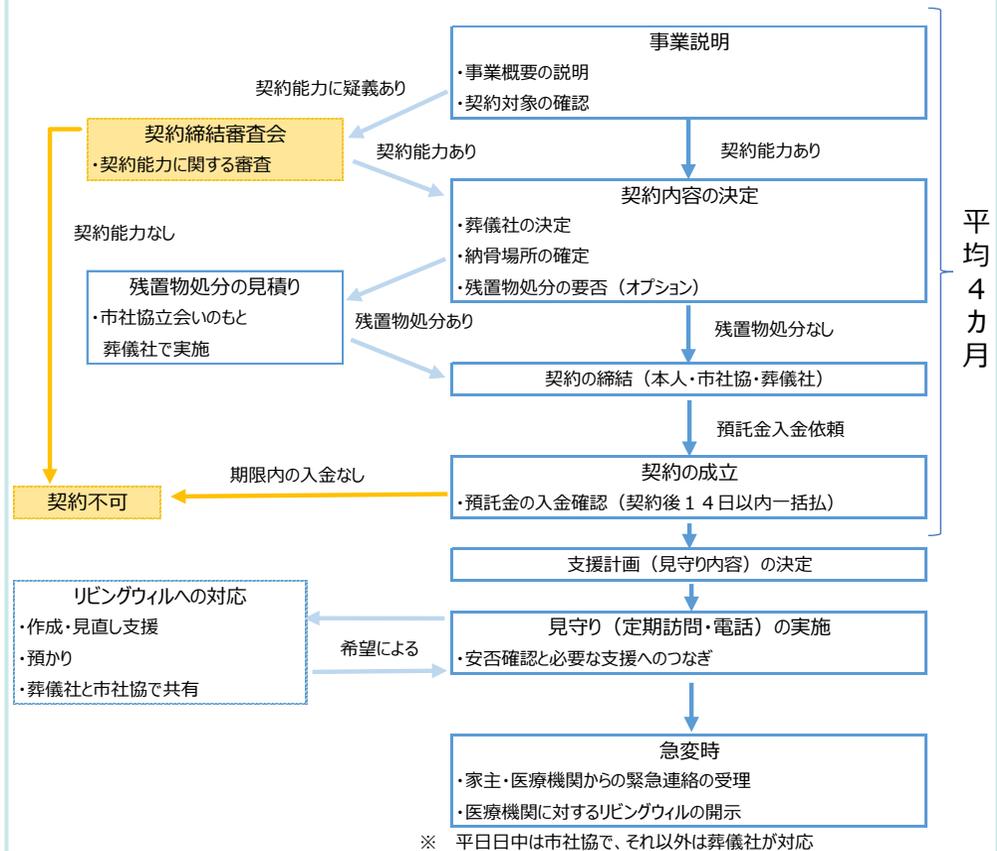
※ 本市独自の制度として、市長から委嘱され、主としてひとり暮らしの高齢者の見守り活動を行っている地域の相談相手

- ・ 利用者は常時「利用者カード」を携帯いただくとともに、家主にも契約状況を伝えており、もしもの際に利用者が本事業を利用していることが分かるようにしている。

【効果】

- ・ 亡くなった後の葬儀・納骨をどうすればいいのか、迷惑を掛けたくないが、誰に頼ればいいのか等、不安を持つ単身高齢者のニーズを充足することができる。また、日常的な見守りが増えたことへの安心感についても意見をj得ている。

利用の流れ



現状の課題、今後の展開

- ・ 事業の継続にあたっては、事業の採算や予算の確保、サービス提供等にあたる人員の不足などが課題である。
- ・ 予期せぬ遺留金品が発見された場合の取扱いに不安がある。
- ・ 今後、利用者の要件を緩和した場合には民業圧迫が懸念される。
- ・ 国における社会福祉法等の改正動向に注視しながら、今後の事業のあり方及び財源確保に向けた検討をしていく必要がある。